

少年保護事件（刑法犯）の  
非行別・終局決定別既済人員  
（終局処分時18歳・19歳，  
令和元年12月～令和2年2月）

少年保護事件(刑法犯)の非行別・終局決定別既済人員(終局処分時18歳・19歳, 令和元年12月～令和2年2月)

罪名	条文	法定刑	原則検察官送致対象事件	裁判員裁判対象事件	法定合議事件	短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件	長期10年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件	長期3年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件	長期3年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件	人員			
										総数	検察官へ送致(刑事処分相当)	保護観察	少年院へ送致
ガス等漏出致死	118条2項	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○				
往来妨害致死	124条2項	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○				
汽車転覆等致死	126条3項	死刑, 無期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
往来危険による汽車転覆等致死	127条	死刑, 無期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
浄水汚染等致死	145条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○				
水道毒物等混入致死	146条後段	死刑, 無期・5年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○				
強制わいせつ等致死	181条1項	無期・3年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○				
強制性交等致死	181条2項	無期・6年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○				
特別公務員職権濫用等致死	196条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○				
殺人	199条	死刑, 無期・5年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○	3	3		
傷害致死	205条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○				
不同意墮胎致死	216条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○				
遺棄等致死	219条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○				
逮捕等致死	221条	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○				
強盗致死	240条後段	死刑, 無期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
強盗・強制性交等致死	241条3項	死刑, 無期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
建造物等損壊致死	260条後段	3年以上の有期徒刑	○	○	○	○	○	○	○				
自殺関与及び同意殺人	202条	6月以上7年以下の懲役・禁錮	○					○	○				
同意墮胎致死	213条後段	3月以上5年以下の懲役	○					○	○				
業務上墮胎致死	214条後段	6月以上7年以下の懲役	○					○	○				
外患誘致	81条	死刑		○	○	○	○	○	○				
外患援助	82条	死刑, 無期・2年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
現住建造物等放火	108条	死刑, 無期・5年以上の懲役		○	○	○	○	○	○	1		1	
激発物破裂	117条1項前段	死刑, 無期・5年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
現住建造物等浸害	119条	死刑, 無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
汽車転覆等	126条1項・2項	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
往来危険による汽車転覆等	127条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
通貨偽造及び行使等	148条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
詔書偽造等	154条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
虚偽詔書作成	156条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
偽造詔書行使	158条1項	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
強制わいせつ等致傷	181条1項	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○	1		1	
強制性交等致傷	181条2項	無期・6年以上の懲役		○	○	○	○	○	○	1		1	
身の代金目的略取等	225条の2	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
強盗致傷	240条前段	無期・6年以上の懲役		○	○	○	○	○	○	10	1	3	6
強盗・強制性交等	241条1項	無期・7年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
往来危険	125条	2年以上の有期徒刑		○	○	○	○	○	○				
強制性交等	177条	5年以上の有期徒刑			○	○	○	○	○	16		6	4
建造物等以外放火	110条1項	1年以上10年以下の懲役			○	○		○	○				
有印公文書偽造	155条1項	1年以上10年以下の懲役			○	○		○	○	3		1	
有印公文書変造	155条2項	1年以上10年以下の懲役			○	○		○	○	1			
偽造公文書行使	158条	1年以上10年以下の懲役			○	○		○	○	1	1		
強盗	236条	5年以上の有期徒刑				○	○	○	○	14		4	10
事後強盗	238条	5年以上の有期徒刑				○	○	○	○				
昏睡強盗	239条	5年以上の有期徒刑				○	○	○	○	1		1	
傷害	204条	15年以下の懲役, 50万円以下の罰金					○	○	○	221	2	102	39
逮捕等致傷	221条	3月以上15年以下の懲役					○	○	○	2	1		1
有印私文書偽造・同行使	159条1項・161条1項	3月以上5年以下の懲役						○	○	1			
私電磁的記録不正作出・同共用	161条の2	5年以下の懲役, 50万円以下の罰金						○	○	4			
有価証券偽造・同行使	162条・163条	3月以上10年以下の懲役						○	○	1		1	
支払用カード電磁的記録不正作出等	163条の2	10年以下の懲役, 100万円以下の罰金						○	○				
虚偽告訴等	172条	3月以上10年以下の懲役						○	○				
強制わいせつ	176条	6月以上10年以下の懲役						○	○	31	1	25	2
準強制わいせつ	178条1項	6月以上10年以下の懲役						○	○	1		1	
業務上過失致死傷等	211条	5年以下の懲役・禁錮, 100万円以下の罰金						○	○	3		1	
保護責任者遺棄等	218条	3月以上5年以下の懲役						○	○	2		2	
逮捕及び監禁	220条	3月以上7年以下の懲役						○	○	6	1	1	3

罪名	条文	法定刑	原則検察官 送致対象 事件	裁判員裁判 対象事件	法定合議 事件	短期1年以 上の懲役・ 禁錮に当た る罪の事件	長期10年 超の懲役・ 禁錮に当た る罪の事件	長期3年超 の懲役・禁 錮に当たる 罪の事件	長期3年以 上の懲役・ 禁錮に当た る罪の事件	人員			
										総数	検察官へ送致 (刑事処分相当)	保護観察	少年院へ送致
窃盗	235条	10年以下の懲役, 50万円以下の罰金						○	○	785	6	228	69
詐欺	246条	10年以下の懲役						○	○	92	5	44	18
電子計算機使用詐欺	246条の2	10年以下の懲役						○	○	7		1	
恐喝	249条	10年以下の懲役						○	○	47	1	23	12
横領	252条	5年以下の懲役						○	○	2			1
業務上横領	253条	10年以下の懲役						○	○	1			
盗品等有償譲受け等	256条2項	10年以下の懲役, 50万円以下の罰金						○	○	7			1
公用文書等毀棄	258条	3月以上7年以下の懲役						○	○				
建造物等損壊	260条前段	5年以下の懲役						○	○	12		1	
公務執行妨害及び職務強要	95条	3年以下の懲役・禁錮, 50万円以下の罰金							○	13		5	1
犯人蔵匿等	103条	3年以下の懲役, 30万円以下の罰金							○	27	3	10	
証拠隠滅等	104条	3年以下の懲役, 30万円以下の罰金							○	1		1	
住居侵入等	130条	3年以下の懲役, 10万円以下の罰金							○	63		20	2
私印偽造, 私印不正使用	167条	3年以下の懲役							○	2		1	1
不正指令電磁的記録作成等	168条の2	3年以下の懲役, 50万円以下の罰金							○				
常習賭博	186条1項	3年以下の懲役							○				
死体損壊等	190条	3年以下の懲役							○				
強要	223条	3年以下の懲役							○	9		4	3
名誉毀損	230条	3年以下の懲役・禁錮, 50万円以下の罰金							○				
信用毀損及び業務妨害	233条	3年以下の懲役, 50万円以下の罰金							○				
威力業務妨害	234条	3年以下の懲役, 50万円以下の罰金							○	7		2	1
盗品等無償譲受け	256条1項	3年以下の懲役							○	17			
器物損壊等	261条	3年以下の懲役, 30万円以下の罰金, 科料							○	30		7	3
失火	116条	50万円以下の罰金								1			
不正指令電磁的記録取得等	168条の3	2年以下の懲役, 30万円以下の罰金								1			
公然わいせつ	174条	6月以下の懲役, 30万円以下の罰金, 拘留, 科料								12		5	
わいせつ物頒布等	175条	2年以下の懲役, 250万円以下の罰金, 科料								20		3	
暴行	208条	2年以下の懲役, 30万円以下の罰金, 拘留, 科料								82		29	5
凶器準備集合	208条の2第1項	2年以下の懲役, 30万円以下の罰金											
過失傷害	209条	30万円以下の罰金, 科料								12		1	
脅迫	222条	2年以下の懲役, 30万円以下の罰金								18		8	2
侮辱	231条	拘留, 科料											
遺失物等横領	254条	1年以下の懲役, 10万円以下の罰金, 科料								116		10	1

(注)1 令和元年12月1日から令和2年2月29日の間に家庭裁判所において終局した刑法犯の少年保護事件のうち, 終局時18歳・19歳であったものについて, 最高裁判所事務総局家庭局の資料を基に法務省で作成。

2 数値は, 以下を除いたものである。

ア 簡易送致事件

イ 移送・回付で終局した事件

ウ 併合審理され, 既済事件として集計しなかったもの(従たる事件)

3 数値のうち, 殺人は既遂犯のみの数であり, その他の罪は未遂犯を含む数である。また, 非行名には教唆及び幫助を含む。

4 同一事件について複数の罪名がある場合には, 法定刑が最も重い罪名に計上している(判別できないものについては, 罪名を併記している。)